

■評価基準(令和5年度にんしんSOSヨコハマ運営等業務)

No.	評価項目・評価の着眼点	判断材料	上限配点	採点			採点 (a)	係数 (b)	採点結果 a×b
				不十分 (0点)	十分 (3点)	優れている (5点)			
1	法人の経営状況・業務実績								
	安定的に業務を行うことができる経営基盤を有しているか。	要領-1	15	0	3	5		3.0	0
	妊娠・出産に関する悩みを抱える者を対象とした相談支援の実績は十分か。	要領-2	15	0	3	5		3.0	0
2	本業務に対する基本的な考え方								
	妊娠・出産に関する悩みを抱える者の状況や課題を正しく理解しているか。	要領-3	15	0	3	5		3.0	0
	本業務の目的を十分理解しており、目的を達成できる提案であるか。	要領-3	15	0	3	5		3.0	0
	行政との関係や役割分担の考え方はどうか。	要領-3	15	0	3	5		3.0	0
	電話相談、メール相談、SNS相談についての取組が具体的な提案であるか。	要領-4	20	0	3	5		4.0	0
3	職員育成方針								
	職員育成方針は法人設立の目的、理念を反映したものになっているか。 職員育成方針を職員に浸透させるための取組は十分か。 職員育成方針に基づき研修を実施しているか。	要領-5	15	0	3	5		3.0	0
4	業務の実施体制								
	職員育成方針は法人設立の目的、理念を反映したものになっているか。R5年度に着手する事業内容は適切か。 実施スケジュールは、具体的なものになっているか。	要領-6	15	0	3	5		3.0	0
	事業実施に必要な人員が確保されているか。 スタッフの知識・経験は十分か。	要領-7	15	0	3	5		3.0	0
	法人としてのバックアップ体制は十分か。	要領-8	10	0	3	5		2.0	0
5	独自性								
	業務説明資料に記述がある業務内容の他に、本業務の目的を達成するためのアイデア等に関して、提案上限額の範囲内で効果的な手法や魅力的な提案がなされているか。	総合判断	20	0	3	5		4.0	0
6	個人情報								
	個人情報保護等情報管理に対する意識が高く、適切な対応を行っているか。	要領-9	15	0	3	5		3.0	0
7	ワークライフバランス・障害者雇用・健康経営に関する取組		上限配点	採点			採点	係数	採点結果
				該当しない	該当する		(a)	(b)	a×b
	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、労働局に届け出ている。(従業員101人未満の場合のみ加算)	-	3	0	3			1.0	0
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画を策定し、労働局に届け出ている。(従業員101人未満の場合のみ加算。)	-	3	0	3			1.0	0
	次の認定のうち、いずれか1つ以上を取得している。 ・次世代育成支援対策推進法に基づく認定 ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定 ・若者雇用促進法に基づく認定	-	3	0	3			1.0	0
	よこはまグッドバランス賞の認定を取得している。	-	3	0	3			1.0	0
	障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.3%を達成している。(従業員43.5人以上の場合。)又は、障害者を1人以上雇用している。(従業員43.5人未満の場合)	-	3	0	3			1.0	0
	健康経営銘柄、健康経営優良法人(大規模法人・中小規模法人)の取得、又は、横浜健康経営認証のAAAクラス若しくはAAクラスの認証を受けている。	-	3	0	3			1.0	0
合計			203						0

■ 評価の方法について

1 配分の考え方

評価基準の配点の設定は次のとおりです。

評価項目	配点	比重
1 法人の経営状況・業務実績	30	14.8%
2 本業務に対する基本的な考え方	65	32.0%
3 職員育成方針	15	7.4%
4 業務の実施体制	40	19.7%
5 独自性	20	9.9%
6 個人情報	15	7.4%
7 ワークライフバランス・障害者雇用・健康経営に関する取組	18	8.9%
合 計	203	100.0%

2 各評価項目の評価の目安

原則として提案書の記述内容及びヒアリングの内容により、0点、3点、5点の3段階評価とします。3段階評価の目安は次のとおりとし、本市で想定している一般的な水準の提案を「3」とします。

【評価の目安】

非常に優れている	5
十分	3
記述がない・要求に適合していない。	0

3 選定の考え方

評価委員会の各委員の得点の合計点を評価得点とします。
 なお、同点の場合には、「本業務に対する基本的な考え方（No.2）」の評価点の合計が高い法人を選定します。それでも、なお同点の場合には、「業務の実施体制（No.4）」の評価点の合計が高い法人を選定します。

4 最低基準

全体の合計点に比べて、得点が50%を下回る法人は、原則として選定しません。

5 委員が欠席した場合の取扱

「横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱」第15条第1項を準用し、委員の定足数の5分の4の出席をもって評価委員会が成立したものとします。